

## 第2節 生活環境

### 1 公害防止

#### (1) 環境基準の監視調査

幹線道路における自動車交通騒音について、1地点で24時間連続の測定を行った(表1)。

河川水、湖沼水、海水、地下水などの環境水の現状を把握するため、梯川水系16地点(うち木場潟1地点)、海水浴場3地点、地下水46地点の調査を行った。梯川水系の調査結果では、木場潟とそこから流れ出る前川においては有機物による汚濁の状況を示すCOD、BODが環境基準を達成していない(表2~4)。

#### (2) 事業場等の監視指導

水質汚濁防止法で規定される特定事業場、大気汚染防止法で規定されるばい煙発生施設、水銀排出施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設及び特定粉じん排出等作業、ダイオキシン類対策特別措置法で規定される特定事業場、県条例で規定される地下水採取などの届出審査事務と監視指導を行い、公害発生の防止を図った(表5~7)。

#### (3) 公害苦情処理

市町及び関係機関と協力して公害苦情の対応を行った。保健所が受付対応した苦情は大気汚染によるものが1件あった(表8)。

水質事故時の措置に係る届出が4件あり、事業場における措置などに関して指導を行った(表9)。

#### (4) 廃棄物の適正処理

一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設に対し、生活環境部資源循環推進課と連携して監視指導を行った。また、市町が管理するごみ処理施設や最終処分場、し尿処理施設などの監視指導を行った。

浄化槽の管理者や維持管理業者に対し、適正な維持管理、清掃及び法定検査についての指導や助言を行った(表10)。

#### (5) 家庭用品の安全

衣類など各種家庭用品について、安全性の確認のために9件の試買試験を行った(表11)。

### 2 環境衛生

#### (1) 飲用水の衛生

管内の水道等の普及率は100.0%(県内平均98.9%)であった。また、水道施設について監視指導を行った(表12)。

飲用井戸について、水質検査の実施や検査結果に関する指導や助言を行った。

#### (2) 衛生害虫

家庭や事業場などにおける、カ、シラミ、ノミなどの吸血昆虫やハチなどの刺咬昆虫、食品害虫、ダニ類による被害、さらにはアリ、ハエ等の不快害虫に関する相談に対して、駆除方法や予防対策などの助言を行った。

#### (3) 環境衛生監視指導

理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場など住民の日常生活に密接に係わっている生活衛生営業施設、大型商業施設など不特定多数の人が出入りする特定建築物及び海水浴場とこれに付随する休憩所などについて、施設の衛生を確保するため許認可事務及び監視指導を行った(表13)。

管内には加賀温泉郷があり、温泉旅館や温泉共同浴場などの入浴施設が多いことから、入浴施設におけるレジオネラ症感染防止を目的として、旅館営業者や公衆浴場営業者に対して、入浴施設の衛生管理についての監視指導を行うとともに、温泉の衛生と安全を確保するため、温泉利用の許認可事務及び監視指導を行った。さらに、旅館営業者及び社会福祉施設等従事者を対象に研修会を行った。

### 3 動物の愛護及び管理

#### (1) 狂犬病予防業務

市町と協力して犬の登録及び狂犬病予防注射の実施の必要性について啓発を行った。犬の登録及び狂犬病予防注射の事務は、平成12年度から市町が実施している。また、飼い主が不明の犬について保護を実施した。

犬による人畜への危害を防止するとともに、周辺的生活環境の保全のために、犬の飼い主へ飼い方の指導を行った。また、飼い犬のこう傷届は、10件であった。調査と再発防止措置などの指導を行った(表14)。

(2) 犬及び猫の引取り等

公共の場所において、疾病にかかり又は負傷した猫について、保護を行った。

飼い主のやむを得ない事情により、終生飼養が困難となった犬又は猫及び所有者の判明しない子猫の引取りを行った。飼い主からの依頼による引取りは有料としている。

みだりに繁殖して適正に飼養することが困難にならないよう、飼い主に対し不妊又は去勢手術の実施について啓発を行った。今後も継続して譲渡の推進をより行う必要がある(表14)。

(3) 動物取扱業の規制及び特定動物の許可

動物の愛護及び管理に関する法律の規定により、ペットショップ(販売)、ペットホテル(保管)などの動物取扱業の登録事務と営業施設への監視指導を行った。

また、ライオンやゾウ、チンパンジーといった人の生命や財産を侵害するおそれのある動物(特定動物)の飼養又は保管の許可届出事務と収容施設への監視指導を行った。

管内では85件の動物取扱業が登録され、14件の特定動物の飼養・保管が許可されている。

(表15、16)

表1 自動車交通騒音測定地点

令和4年度

路線名	観測地点の住所	用途地域	類型
一般国道8号	能美郡川北町朝日レ47	地域の区分が定められていない地域	C

表2 公共用水域水質測定地点等：河川、湖沼、海域(海水浴場)

令和4年度

水系	水域名	地点名	環境基準類型	年間測定回数
梯川	梯川上流(白江大橋から上流)	土合大橋	河川A イ	6
同上	同上	花坂用水取入口	河川A イ	6
同上	同上	お茶用水取入口	河川A イ	12
同上	同上	埴田用水取入口	河川A イ	6
同上	郷谷川	主谷川合流点上流	河川A イ	6
同上	同上	主谷川合流点下流	河川A イ	12
同上	同上	西俣川合流点上流	河川A イ	6
同上	同上	沢大橋	河川A イ	12
同上	同上	金平大湯用水取入口	河川A イ	6
同上	同上	平野橋	河川A イ	6
同上	光谷川	光谷川堰上流	—	6
同上	前川	御幸橋	河川B ロ	12
同上	同上	浮柳新橋	河川B ロ	12
同上	日用川	絵馬堂橋	—	12
同上	梯川(旧本川)	白鳥橋	—	4
湖沼	木場潟	木場潟中央	湖沼A ハ	24
海域	加賀沿岸海域	片野海水浴場	海域A イ	8
同上	同上	黒崎海水浴場	海域A イ	8
同上	同上	橋立海水浴場	海域A イ	8

表3 河川水質等の経年変化 (75%値)

(単位:mg/L)

区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
木場潟のCOD	7.8	8.2	8.2	7.6	8.6	6.8	7.7	7.3	7.7	7.5
前川のBOD	5.5	7.6	5.8	5.2	7.1	4.8	6.0	4.9	5.0	5.6

環境基準 木場潟(木場潟中央):COD 3mg/L 以下

前川(浮柳新橋):BOD 3mg/L 以下

表4 地下水汚染等監視調査

令和4年度(単位:件)

区分	調査項目	調査件数				
		小松市	加賀市	能美市	川北町	合計
概況調査	健康項目28項目	7	9	4	-	20
定期モニタリング調査	揮発性有機塩素化合物	8	4	-	-	12
	ヒ素	8	2	8	-	18
	フッ素	-	10	2	-	12
	ホウ素	4	-	-	-	4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	-	-	-	4
ダイオキシン類調査	ダイオキシン類	1	1	-	1	3

年間測定回数:概況調査 1回/井、定期モニタリング調査 2回/井、ダイオキシン類調査 1回/井

定期モニタリング調査における調査項目重複井戸:ヒ素・ホウ素(小松市1井)、ヒ素・フッ素(能美市1井)

表5 公害関係施設等届出状況

令和4年度(単位:件)

区分	新規施設数	廃止施設数	令和4度末施設数					立入調査件数
			小松市	加賀市	能美市	川北町	計	
水質汚濁特定事業場※1	11	40	327[7]	380[5]	92[8]	27[1]	826[21]	156
ばい煙発生施設	15	83	192	228	183	27	630	86
水銀排出施設	-	-	11	2	2	3	18	13
揮発性有機化合物排出施設	-	-	4	-	11	-	15	7
一般粉じん発生施設	1	1	22	51	73	77	223	7
特定粉じん排出等作業※2	18	-	9	2	7	-	18	25
ダイオキシン類特定施設(大気)	-	1	12	6	9	-	27	20
ダイオキシン類特定施設(水質)	-	-	2	1	2	-	5	7
地下水採取施設	1	2	112	103	195	75	485	66

※1「水質汚濁特定事業場」の年度末施設数における[ ]内の数字は、年度末施設数の内、有害物質貯蔵指定施設を保有する事業場数

※2 特定粉じん排出等作業については、令和4年度における作業の届出数

表6 ばい煙等測定調査状況

令和4年度(単位:件)

施設の種類	調査件数	結果
ばい煙発生施設	1(その他乾燥炉)	適合
水銀排出施設	2(廃棄物焼却炉)	適合
揮発性有機化合物排出施設	1(工業製品の洗浄施設)	適合
特定粉じん排出作業	1(除去作業)	適合

表7 排水基準監視調査状況

令和4年度(単位:件)

区 分		調 査 件 数					結 果
		小松市	加賀市	能美市	川北町	計	
有害物質使用特定事業場	1日当たりの平均的な排水量が50m <sup>3</sup> 以上	11	10	10	1	32	不適2件
一般特定事業場		5	4	5	2	16	不適3件
有害物質使用特定事業場	1日当たりの平均的な排水量が50m <sup>3</sup> 未満	7	2	3	1	13	適 合
一般特定事業場		-	-	-	-	-	排水基準無し

表8 公害苦情件数

令和4年度(単位:件)

区 分	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	その他	合 計
小 松 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
加 賀 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
能 美 市	1	-	-	-	-	-	-	-	1
川 北 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1	-	-	-	-	-	-	-	1

表9 有害物質等の流出事故時の措置に係る届出状況

令和4年度

事 故	施設等の種類	流出した物質の種類	措 置
水質事故	特定事業場	石灰水溶液、汚泥	土嚢設置、側溝の洗浄、汚泥回収、液面センサーの洗浄
水質事故	特定事業場	灯油	吸着マットの設置、貯油タンクを新品に交換
水質事故	特定事業場	弗酸、硝酸、過酸化水素水等を含む洗浄水	雨水水門遮断、水中ポンプによる回収・排水処理施設へ移送、漏洩箇所への修繕、汚染した雪の回収
水質事故	特定事業場	ふっ素を含む可能性のある汚泥	汚泥の回収、雨水側溝の堰き止め、雨水側溝内残留水の回収

表10 一般廃棄物処理施設状況

令和4年度(単位:件)

区 分	新 規 施設数	廃 止 施設数	令 和 4 年 度 末 施 設 数					立入調査 件 数
			小松市	加賀市	能美市	川北町	合 計	
ごみ焼却施設	-	-	1	1	1	-	3	3
資源化施設	-	-	1	1	-	-	2	2
最終処分施設	-	-	1	2	2	-	5	5
紙類・金属類・プラスチック類等の圧縮施設	-	-	3	1	1	-	5	2
プラスチック類の破砕施設	-	-	1(1)	-	-	-	1(1)	-
木くずの破砕施設	-	-	2(2)	1(1)	-	-	3(3)	2
し尿処理施設	-	1	1	-	-	-	1	1
し尿浄化槽	216	174	7,854	9,154	767	117	17,892	6

( )内は廃棄物処理法第15条2の5の規定による届出施設

表1-1 家庭用品試売試験状況

令和4年度 (単位:件)

検査項目	検査件数	結果
ホルムアルデヒド	7 (繊維製品)	適合
有機水銀化合物	1 (繊維製品)	適合
塩化水素・硫酸	1 (住宅用洗剤)	適合

表1-2 水道施設状況

令和4年度 (単位:件)

区分	新規施設数	廃止施設数	令和4年度末 施設数					立入調査件数
			小松市	加賀市	能美市	川北町	合計	
上水道	-	-	1*	1*	1	-	3	-
簡易水道	-	-	1	-	-	14	15	3
専用水道	-	-				4	4	1
簡易専用水道	-	-				4	4	1
水道普及率 (R3年度)	-	-	100.1	100.0	100.0	99.5	100.0	5

※ 上水道の小松市及び加賀市は、厚生労働省が認可・監督

※ 専用水道及び簡易専用水道の事務は市 (平成25年度から移管)

表1-3 環境衛生関係及び温泉関係施設状況

令和4年度 (単位:件)

区分	新規施設数	廃止施設数	令和4年度末 施設数					立入調査件数
			小松市	加賀市	能美市	川北町	合計	
理容所	3	5	124	84	32	3	243	4
美容所	25	19	281	185	92	8	566(1)	24
クリーニング所	4	4	98	85	29	3	215	5
旅館	8	2	74	171	15	-	260	23
住宅宿泊事業 (民泊)	1	1	0	2	4	-	6	0
公衆浴場	1	0	38	63	10	3	114	14
興行場	-	-	4	9	3	-	16	0
特定建築物	-	1	41	65	11	2	119	17
温泉利用	2	9	73	237	35	5	350	22
海水浴場	3	3	-	-	-	-	-	18
休憩所	3	3	-	-	-	-	-	12
化製場	-	-	-	-	-	-	-	-
動物の飼養収容	-	-	6	1	1	-	8	-

( ) は自動車による移動営業

表14 犬・猫の引取等に関する状況

令和4年度 (単位:頭)

種類	保護	引取	返還	譲渡	処分※	苦情相談等	こう傷届出
犬	19	2	13	0	8	75	10
猫	10	128	0	31	100(10)	130	-

猫の保護は、負傷で保護したもの。返還、譲渡、処分の( )は負傷の数

※ 処分数頭は、県南部小動物管理指導センターへ引継ぎをした数を計上したものであり、同管理指導センターでは、引継がれた動物について、その飼養を希望する者を募集し、希望者に譲渡するよう努めているので、殺処分頭数を意味するものではない。

表15 動物取扱業登録状況

令和4年度 (単位:件)

販売	保管	貸出	訓練	展示	合計
31	33	3	7	11	85

表16 特定動物飼養保管許可状況

令和4年度

綱	目	科	属	種	許可 件数	許可 頭数	飼養 頭数
哺乳綱	霊長目	おながざる科	オナガザル属	ブラzzaモンキー	1	10	4
		てながざる科		シロテテナガザル	1	8	3
		ひと科	オランウータン属	ボルネオオランウータン	1	4	1
			チンパンジー属	チンパンジー	1	10	4
	食肉目	猫科	ヒョウ属	ライオン	1	5	2
				ヒョウ	1	5	1
				ユキヒョウ	1	6	3
				トラ	1	8	3
	長鼻目	ぞう科		アジアゾウ	1	1	1
	偶蹄目	かば科		コビトカバ	1	4	3
		きりん科	キリン属	アミメキリン	1	5	4
鳥綱	たか目	たか科		イヌワシ	1	6	3
爬虫綱	トカゲ目	ボア科		ボアコンストリクター	1	2	1
	わに目	アリゲーター科		コビトカイマン	1	1	1
合 計					14	75	37